

### 換地処分に向けての施行者からのお願い

#### 地権者及び利害関係者の皆様へ

皆様のご協力のおかげで事業は終盤を迎え、4月に換地処分通知の発送、6月に換地処分の公告を予定しております。

換地処分の公告の後には、土地の登記、清算金の徴収交付事務を予定しておりますが、今回は土地の登記に関するお話をさせていただきます。



#### 【覚えておいていただきたいこと】

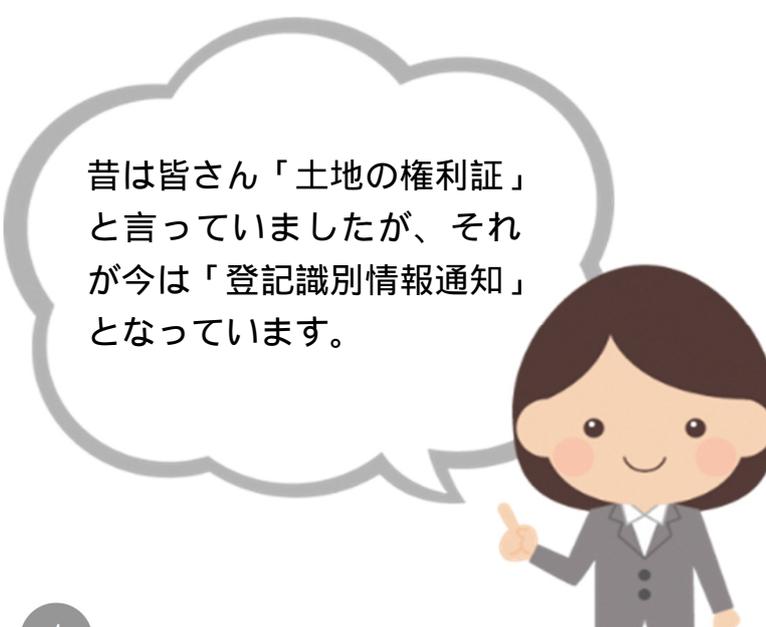
1. 換地処分の公告後、法務局での登記の書き換えの間(7月から概ね3ヵ月間)は、皆さんによる所有権の移転登記や抵当権の設定登記などの手続きは行えません。
2. 登記により皆さんの登記簿は新たな地番・地積等に書き換えられますが、従前地が一筆の場合は登記識別情報通知が発行されません。

従前地が一筆の方は、すでにお持ちの登記識別情報通知(登記済権利証)と今後施行者から通知される換地処分通知を大切に保管してください。

なお、従前地を複数所有されており、換地が合併される場合は、集約された登記簿が作成されるため、登記識別情報通知が発行されます。

#### ！ 登記識別情報とは・・・

将来所有権等の移転登記をする場合に登記名義人自らが登記を申請していることを確認するためのアルファベットと数字を組み合わせた12桁のパスワードです。



昔は皆さん「土地の権利証」と言っていましたが、それが今は「登記識別情報通知」となっています。

【覚えておいていただきたいこと】

3. 地番が変更されますが、住居表示（住所）は変更されません。

登記簿の情報は書き換わりますが、住所は変更されません。



4. 所有権の移転、相続登記などの権利変動があった場合はすぐにご連絡ください。

令和2年4月に発送予定の換地処分通知は、令和2年6月に予定している換地処分の公告時点の所有者に送付する必要があります。

換地処分通知を発送してから換地処分の公告までの間に権利変動があった場合は、新所有者に換地処分通知を再発送いたしますので、ただちにキセラ川西推進課にご連絡ください。



「川西市ふるさとづくり寄附金」の使い道に「キセラ川西せせらぎ公園への活用」が選べます。

キセラ川西せせらぎ公園は、公園の設計段階から市民が参加し、市民自らが「私たちの公園」と愛着を持って育てていけることをめざしています。公園を中心とした積極的な市民の皆さんの活動や、この公園の発展を是非応援してください。

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。また、「中央北地区まちづくり指針」や「低炭素まちづくり計画」等に基づいた建築計画であるかを確認するため、事前に「建築行為等の手続条例」に基づく協議が必要です。

川西市 土木部 キセラ川西推進課 TEL: 072-740-1203

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関して

土木部 公園緑地課 TEL: 072-740-1185

公園利活用、パークオフィスキセラ丸及びキセラ カフェなどの

市民参画について

FAX: 072-740-1330

日時: 午前9時~午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP: <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>